

台東区地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
(定 義) 第2条 (略) (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関する事項 (2)及び(3) (略)	(定 義) 第2条 (略) (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2)及び(3) (略)

付 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。